

# 第10回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第10回定例会 令和6年1月30日

開会 13時30分 閉会 15時10分

出席委員  
(23名)

会長 依田 繁二	会長代理 船田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 檜原 龍太郎	16 北沢 秀則
5 小野 高男	17 武舎 和久
6 杉田 修司	18 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
10 井出 藤男	推進 伊藤 茂
11 田口 千秋	推進 白石 文生
12 比田井 尚良	推進 大塚 和信
13 田中 章	

議事録署名委員  
出席職員  
(7名)

3 檜原 龍太郎	5 小野 高男
農業委員会事務局	
事務局長	小林 幸司
事務局次長	小宮山 真二
事務局	小林 誠司
事務局	佐藤 一弥
事務局	黒澤 しほ
事務局	小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画について  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

第6回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局

皆さんこんにちは。それではただいまから第10回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。まず初めに開会を船田代理の方からお願いいたします。

会長代理

お忙しいところお集まりいただきまして、御苦労様です。令和6年明けまして、早いもので1月も2日間だけとなりました。今年初めての農業委員会ですので、本年もどうぞよろしくお願い致します。ただいまより、第10回農業委員会定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。続きまして、会長の方からご挨拶をいただきまして、その後、議事録署名人の指名及び議事の進行について会長の方からお願いいたします。

会長

皆さん改めましてこんにちは。元旦に能登半島地震においてお亡くなりになられた皆様方に、お悔やみを申し上げます。それから被害に遭われた皆様方に、お見舞い申し上げます。我々もいつどこでどういう形で地震に遭うかわかりません。それぞれお互いに気をつけて2024年を生きていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

さて、去年は凍霜害と夏の高温の被害で、農業関係はかなりの打撃でした。そういう中で農業者からみますと厳しい年であったと結論的に申し上げます。令和5年4月に改正農業経営基盤強化促進法が施行され、農業環境には大きな転換期となりました。年明け早々には地域計画に必要な目標地図の作成に向けた地区会議を農地利用最適化推進委員の皆さん、農業委員の皆さん、地区委員の皆さんと令和7年3月までに5年後、10年後のあり方の方向づけを今まで以上にご奮闘をお願いするところです。

1月の諸活動は、まちづくり審議会に出させていただきました。その後、農振除外審議会がありました。その報告をし、定例総会に入りますのでよろしくお願い致します。本日の議事録署名は3番の檜原龍太郎委員と、5番の小野高男委員にお願い致します。

議長（会長）

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

3-1 ○○番他○○筆、図面は1ページをご覧ください。○○から

〇〇メートルほど北東にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、〇〇在住で農地の維持管理が困難なため譲受人に譲渡すものです。申請地では、キュウリ、トマト、ナスなどを栽培する予定です。譲受人自宅から一番遠い農地でも徒歩3分と近いいため問題ないと判断しました。

3-2 〇〇番〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど北東にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、〇〇在住で農地の維持管理が困難なため譲受人に譲渡すものです。申請地では、キュウリ、トマト、ナスなどを栽培する予定です。譲受人自宅に隣接しており近いいため問題ないと判断しました。

3-3 〇〇番〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇の信号から〇〇メートルほど南西にある農地です。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方です。譲渡人は、〇〇により農地の維持管理が困難なため譲受人に譲渡すものです。現在、申請地は草が繁茂しており、譲受人が農地復旧する予定です。復旧後、申請地ではイチイ、モミジ等苗木を栽培します。譲受人は、〇〇のため機械の確保、技術の習得について問題ありません。譲受人自宅から車で1分と近いいため問題ないと判断しました。

3-4 〇〇番他〇〇筆、図面は4ページをご覧ください。〇〇から北側にある農地が〇〇筆、南側にある農地が〇〇筆です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。申請農地ではこれまでも申請者が経営している事業所が譲渡人から借りて耕作をしており、この度、正式に譲受人へ所有権移転するものです。申請地では、大豆、梅、ワイン用ブドウを栽培する予定です。譲受人自宅から一番遠い農地でも徒歩3分と近いいため問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員

場所は資料の1ページをご参照ください。〇〇の信号を北へ向かい、道路沿いに位置する場所です。譲渡人は〇〇在住の〇〇で、実家が〇〇の方です。譲受人は同じく〇〇の〇〇で、申請農地の隣接地にお住まいの方です。譲渡人は〇〇で〇〇をしていて、実の父親が一昨年に亡くなり、農地の維持管理が困難なため隣接する〇〇に譲渡すということです。申請地は、キュウリ、トマト、ナスなどの一般的な野菜を栽培する予定となっています。特段問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

- 議長（会長）                    ありがとうございます。番号1の案件につきまして、ご質問ご意見を受けたと思います。挙手の上発言をお願いいたします。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- （全員挙手）                    ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号2の案件につきまして同じく小野澤委員より引き続き説明をお願いします。
- 小野澤委員                    場所は資料の2ページをご参照いただき、先ほど説明しました1番の案件の道を挟んで、南側の場所です。譲渡人は1番と同じ〇〇、譲受人は〇〇です。自宅は申請農地に隣接する場所です。この場所も1番で説明した通りです。農地の維持管理が困難なため譲受人に譲渡すということです。申請地は、1と同様でキュウリ、トマト等の一般的な野菜を栽培する予定となっています。自宅に隣接し、特段問題はないかと思われませんがご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長（会長）                    ありがとうございます。番号2の案件につきまして、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いいたします。
- 小宮山委員                    1点だけお聞きます。1番と2番は〇〇の〇〇が譲渡人ですが、他にもまだ〇〇で所有されている農地はありますか。
- 小野澤委員                    〇〇の中で、所有している農地は他に水田もあります。畑もまだありますが、今後また第3条申請が出てくるかとは思われます。
- 議長（会長）                    地元の小野澤委員から説明ありましたが、よろしいですか。
- 小宮山委員                    了解です。
- 議長（会長）                    他にありませんか。なければ採決に入りたいと思います。それでは番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手を願います。
- （全員挙手）                    ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号3の案件につきまして船田委員より説明をお願いします。
- 船田委員                    資料3ページをご覧ください。〇〇の信号より南西に〇〇メートルほ

どにある農地です。現在はヨシ等が生い茂っている荒廃農地で、譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇でいずれも〇〇の方です。〇〇は〇〇を営んでいます。譲渡人は高齢になり経営規模を縮小したいと思い譲受人の〇〇に相談したところ、家業である〇〇の苗木育成圃場を探していたので、ぜひ譲って欲しいということになったそうです。当該圃場は荒廃地を復旧した後、イチイ、モミジ等の低木類の育成圃場として活用をするということです。会社の事務所も農地から歩いて5分と近いため、問題はないと考えられますがご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは3番の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようであれば、採決に入りたいと思ひますがよろしいですか。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）            ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号4の案件につきまして田中委員より説明をお願いします。

田中委員                資料の4ページをご覧くださいと思ひます。〇〇の〇〇の入口から〇〇メートルほど上がった農地と、譲受人の自宅に隣接する農地の〇〇筆です。譲渡人は〇〇、〇〇の出身で〇〇にお住まいです。農地も遠隔地で管理ができないことから、現在、農地を貸している譲受人に譲渡することになりました。譲受人は〇〇、〇〇の方ですが〇〇でシェアハウスを営んでいます。そこを基点にし、活動している状況です。〇〇番〇〇の下の方ですが、〇〇年前より〇〇の農地を借りて、ワイン用ブドウを栽培しています。〇〇は自宅に隣接してすぐ下になりますが、梅の木がありその他に大豆を栽培したいという意向です。〇〇の受入面積は〇〇になっていますが、〇〇が経営する〇〇という名前で農地を借りていて、〇〇反歩ほどワイン用ブドウを栽培しています。〇〇は地域の草刈等も積極的に参加をしていただいていますので、問題はないと思われまふ。ご審議の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（会長）            ありがとうございます。譲受人の方は地域でのいろいろな作業に、参加しているようで地域との調和がいいようです。ご質問ご意見等を受けたいと思ひますが、挙手の上発言をお願いいたします。

事務局                 事務局で補足をさせていただきます。田中委員からお話がありました〇〇ですが、今までもこちらの農地について利用権を設定されて借り入れをしていました。今回、農地の取得というお話になり、法人では農地

の取得ができないので、法人の代表である個人の方が取得をして引き続きこの代表の方が耕作をされていくということで、問題ないと判断をしています。

議長（会長）

ありがとうございました。事務局で補足説明をいただきましたが、その他にご質問はありますか。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案に入ります。農地法第5条の規定による許可申請について6件の案件が出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

5-1 ○○番他○○筆、所有権移転です。資料は5ページ、6ページ、7ページをご覧ください。場所は○○の北側にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は○○を行っている○○の業者で、譲渡人は○○の方です。譲受人は○○で建売住宅販売の実績があります。申請地にて○○平方メートルから○○平方メートルの○○区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-2 ○○番○○、所有権移転です。資料は8ページ、9ページ、10ページをご覧ください。場所は○○の西側にある農地です。太陽光発電設備敷地の申請です。譲受人は○○の○○です。譲渡人は○○の方です。譲受人は申請地に太陽光発電施設を設置したいとのことで、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。申請地におけるパネル枚数は○○枚で、配置は図面10ページを参照してください。雨水対策及び地元協定等については、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの基準をクリアすることを前提に生活環境課と現在協議中とのことです。第2種農地で代替性がないということで転用はやむを得ないと判断しました。

5-3 ○○番○○、所有権移転です。資料は8ページ、11ページ、12ページをご覧ください。場所は○○の西側にある農地です。太陽光発電設備敷地の申請です。譲受人は○○の○○です。譲渡人は○○の方です。譲受人は申請地に太陽光発電施設を設置したいとのことで、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。申請地におけるパネル枚数は○○枚で、配置は図面12ページを参照してください。雨水対策及び地元協定等については、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの基準を

クリアすることを前提に、生活環境課と現在協議中とのことです。第2種農地で代替性がないということで転用はやむを得ないと判断しました。

5-4 ○○番○○他○○筆、所有権移転です。資料は13ページ、14ページをご覧ください。場所は○○の東側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は、○○会社役員をされており、在宅勤務が主になったことから移住を希望するものです。また、面積が一般住宅としては過大であります。自宅で○○開発についての打合せや国際的な商談を行う業務の関係上、外部からの侵入や盗撮、盗聴といった保安上の観点から、庭を含めた敷地周囲を塀で囲い、万全なセキュリティ対策をする必要があること、高低差がある敷地である等の面積過大理由書を付して申請になりました。今回、申請地を譲受け住宅敷地とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

5-5 ○○番○○、所有権移転です。資料は15ページ、16ページをご覧ください。場所は○○の北側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は、現在、借家に住んでおり手狭となったため申請地を譲受け、住宅を計画するものです。第2種農地で代替性がないということで転用はやむを得ないと判断しました。

5-6 ○○番、所有権移転です。資料は17ページ、18ページをご覧ください。場所は○○から○○メートルほど南西にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在、○○に住んでおりますが、農業をするため申請地を譲受け、住宅を計画するものです。なお、隣接地に宅地を所有していますが、現況は農地であるため、今後、現況証明願いを申請して地目を農地に変更する予定です。第1種農地ですが集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。番号1の案件につきまして、上原委員より説明をお願いします。

上原敦夫委員

場所は地図の5ページ、6ページ、7ページをご覧ください。○○から○○を少し走って、○○があります。その交差点を北に上がったところです。譲渡人は○○で○○の方です。譲受人は○○の○○です。○○は○○歳で農業ができない、子供さんも農業はやらないので処分をしたいそうです。譲受人の○○は、申請地を譲受けて宅地分譲にしたいと



ということです。第1種低層住居専用地域でもあり、問題はないと思いますがご審議の方よろしくをお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号1の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようであれば、採決に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号2の案件につきまして船田委員より説明をお願いいたします。

船田委員

地図は8ページをご覧いただきたいと思います。〇〇より〇〇メートルほど西側にある農地です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇と〇〇です。譲受人の〇〇は〇〇で〇〇、〇〇、〇〇を営む会社で、当該農地では太陽光発電施設を建設する計画です。隣接地の皆さんには事業説明を行い、同意もいただいているということですし、また市の生活環境課とも現在協議を進めているとのことです。第2種農地で特段問題はないと考えられますが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（会長）

ありがとうございました。番号2の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようであれば、採決に入りたいと思います。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号3の案件につきまして同じく船田委員より説明をお願いします。

船田委員

番号2の案件とほぼ同じ内容の案件です。場所は8ページの地図をご覧いただきたいと思います。〇〇より〇〇メートルほど南側にある農地で、譲受人は先ほどと同様の〇〇、譲渡人は〇〇です。2番と同様、太陽光発電施設を建設するという計画です。特段問題がないと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないので、番号3の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員

地図は13ページ、14ページになります。〇〇ヶ所ほど候補地があり、その中で当該地を決めたということをお聞きしています。譲渡人は〇〇の〇〇と奥さんの〇〇です。譲受人は〇〇の〇〇を行う方で、〇〇です。場所は〇〇の信号を北へ上がった〇〇の横になります。この申請地の〇〇番〇〇と〇〇番〇〇の間に、赤線があるということを知っています。コロナ禍後、オンラインでやるため盗撮、盗聴ができないよう塀を高くして建設するという事です。ご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。事務局と伊藤委員から聞きましたが、最先端技術の関係の方が入るようです。ご質問ご意見ありましたら、挙手の上発言をお願いします。

小野委員

調べてみましたら、〇〇で役員をやり、〇〇に渡って〇〇の執行役員をやったそうです。その後、〇〇という〇〇の会社で常務をやっていたようです。さらに〇〇に入り常務をやり、今、別会社の〇〇という会社の社長らしいです。周りにも見られたくないというのはごく自然な感じだなと感じました。すごい人が来たなどは正直な感想です。

議長（会長）

ありがとうございました。説明をしていただいたとおりですが、その会社の役員の方が所有したいという申請であります。他にご質問はありますか。

杉田委員

面積が〇〇平方メートルで、〇〇坪、〇〇反歩強のかなり広い面積をたった〇〇軒のために農地転用をされることですが、農業委員会でそれだけ広い面積を一括で転用することは、大丈夫ですか。

議長（会長）

事務局、お願いします。

事務局

ただいまの杉田委員のご質問にお答えいたします。一般住宅の転用面積の制限は、今は特段ありません。ただ、昔は500平方メートル以下でなければ、許可はできませんでした。いわゆる農家住宅でなければ500平方メートル未満でないとい過大と判断されていました。そのような経過がありましたが、コロナ禍が明け時代の変遷に伴って住宅敷地として必要な面積というものは変わってきているという国の判断の中で、

必要性があれば500平方メートルを超えても、転用ができるというような決まりに今はなっています。ただ、何平方メートルでもいいのかというところではなくて、なぜこの場所でこれだけの面積が必要なのか、家はどうなるのか、家以外の配置については、何をどうするのか、この面積が必要だという詳細な計画図は、500平方メートルを超えた場合については、必ず出していただいているようお願いしていますし、説明を求めています。その中で、今回は特に大きい面積であったため、面積の過大理由書を付けていただき、その説明の中で他でも探したけれども見つからなかったとか、〇〇の関係で塀を設けたりする必要があるので面積が必要とか、ここの敷地は南面傾斜になっていますので、〇〇平方メートルは法面で実質使えないというところもあります。このような状況になっているということと、会社の社長をしている都合上、どうしても来客駐車場のスペースを大きくとらなければならないという図面をいただき、この敷地が必要という申請を受けています。事務局とすれば一般住宅の敷地ではありますが、やむを得ないという判断をしているところです。

議長（会長）                    ありがとうございます。他にご質問はありませんか。

保科委員                        この申請地の真ん中に赤線が入っていますが、この扱いはどうなるのですか。

事務局                            保科委員のご質問にお答えいたします。基本的に赤線は地元の方たちが使える道ということになります。このまま残しておけば、誰もがここを通行できるというお話にはなってしまいます。現在、〇〇を通じてこの赤線の払い下げについて、協議中ということです。この赤線部分については分筆をして、ここの申請者が取得する方向で検討しているということをお聞きしています。ただ、一般的な話ですが、資料14ページの〇〇番〇〇と〇〇番〇〇に色塗りの線が入っているのをご確認いただけるかと思いますが、こちらが赤線です。この赤線を申請された方に払い下げても、道として周囲に影響がないということ、建設課の方で判断された場合については払い下げが可能ということになります。どこでも何でも赤線は、申請すれば払い下げられるというものではありません。今回の件に関しては、現在建設課と協議中ということで伺っています。

議長（会長）                    今の説明でよろしいでしょうか。

保科委員                        はい。

議長（会長） 他にありませんか。ないようですので、採決に入りたいと思いますがよろしいですか。それでは番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号5の案件につきまして田口委員より説明をお願いします。

田口委員 資料15ページ、16ページをご覧ください。当該地は〇〇の信号〇〇を北上し、〇〇の集落に入り中ほどに位置しています。譲受人の〇〇は、夫婦と子供3人の5人家族です。現在、借家に住んでいますが、子供の成長に合わせて手狭になったので自宅を新築したいという希望に対して、譲渡人の〇〇が要望に応じ譲渡すものです。ご覧のように農地区分は第2種農地、都市計画用途指定なし、周辺も住宅地でその中ほどに位置しています。上下水道、雨水の処理も施設が整っていますので、特段問題ないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。番号5の案件につきましてご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようであれば、採決に入りたいと思いますがよろしいですか。それでは、番号5の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号6の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 資料が17ページ、18ページです。譲受人は〇〇の方で〇〇、〇〇ご夫妻の分割所有です。譲渡人は〇〇の〇〇です。事前に当該農地の西側と南側の〇〇筆を取得しています。それと同時並行で〇〇の農地の取引の話が出たと思いますが、〇〇が前面道路が取り付け道路になっていますが、こちら譲受人の〇〇が事前に取得されています。〇〇が出入り面で支障が生じるため、農地も手放すようになったと思います。当該農地に住宅とガレージを建てるような計画になっています。〇〇が宅地になっていて、現状ではかなり前から更地の状態で家も何も建っていませんが、〇〇の方で農地として利用するというような話になっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。番号6の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようであれば、採決に

入りたいと思いますがよろしいですか。それでは、番号6の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。それでは、第3号議案に入ります。農地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局                第3号議案、農用地利用集積計画1月分について説明いたします。資料の4ページから5ページが通常の利用権設定です。15件、31筆、合計45,969平方メートルです。資料の6ページが所有権移転です。1件、2筆、合計5,176平方メートルです。資料の7ページが利用権移転です。1件、2筆、合計1,243平方メートルです。資料の8ページが中間管理機構を使った利用権設定で、9件、22筆、合計23,893平方メートルです。全体の合計は26件、57筆、合計76,281平方メートルです。

議長（会長）        ありがとうございます。それではこの内容につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。

井出委員             教えてもらいたいのですが、4ページの利用権設定で申請をしておりますが、先にお亡くなりになった方が載っています。そういう場合は、もう一度やり直しをしなければいけませんか。

議長（会長）        事務局から説明をお願いします。

事務局                確かに出された後にお亡くなりになりましたが、貸し借りはこのまま相続代表者の方が耕作しますので、このまま継続となります。

議長（会長）        井出委員よろしいですか。

井出委員             はい。

事務局                他にご質問ありますか。ないようであれば採決に入ります。第3号議案、農用地利用集積計画につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続いて、報告事項に入りたいと思います。農地法第4条の規定による届出について、案件1件が出ていますので説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第4条の規定による届出についてです。

4-1 資料は19ページをご覧ください。場所は〇〇の西側にある農地です。内容は農業用倉庫敷地の届出です。対象地〇〇平方メートルの内、〇〇平方メートルの届出になります。

議長（会長）

ありがとうございました。報告事項ということですので内容をご確認していただきたいと思います。

ただいまから休憩に入りたいと思います。

休憩

議長（会長）

再開いたしたいと思います。次に第6回農業経営改善計画認定審査会議です。今回は1件の案件がありますので内容を、事務局から説明をお願いします。

事務局

今回は1件、新規の案件になります。〇〇、住所は〇〇番〇〇になります。法人設立日は〇〇年〇〇月〇〇日で、代表者は〇〇です。営農類型は現状、果樹類でワイン用ブドウを育てており、目標も果樹類でワイン用ブドウです。現状の年間所得は〇〇円で、目標は〇〇円です。年間労働時間は現状、〇〇時間で、目標は〇〇時間です。現状は〇〇人ですが、〇〇年後までに主たる従事者の人数が〇〇とあるように、息子さんと〇〇で経営をしていくことを目標として掲げています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標は、生産はワイン用ブドウ、作付面積〇〇アール、目標は同様の規模で生産量が上がるので、現状、〇〇年目の木なので右肩上がりで生産量は増えていくということです。加工・販売はワイン販売で、現状、〇〇円、目標〇〇円で目標を掲げています。借入地は、全部御堂のワイン用ブドウ畑になります。作付面積と同様で、〇〇アールの目標です。農業生産施設はワイナリー〇〇棟で、今年中には着手をして〇〇平方メートルぐらいの小規模なワイナリーを自宅のそばに建てたいということで計画をしています。生産方式の合理化に関する現状・目標は、経営に必要な農地の確保、定植はすでに終えている状況なので、成園化するにつれて収量も確保できることから、自社のワイナリーを建設して醸造を目指していくということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、法人化して会計処理についても会計事務所をお願いをして、健全な経営管理に努めている状況です。目標も引き続き健全な経営管理に努めていくとともに、税理士、会計事務

所に経営に関する助言をもらいながら進めていきたいということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、現状、休日制度を設けていないので、休日制度を設ける、世代交代を視野に経営継承を実施していきたいという目標を掲げています。経営の構成は〇〇と〇〇で、雇用者は現状、臨時雇用を使っていますが〇〇体制になるので、この先の雇用は今のところ考えていないということです。〇〇の労働力で足りるという状況です。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、現状、スピードスプレー、乗用モア、小型バックホー、運搬車については、自分で確保できているので、もし〇〇年後に更新するとしたらということで〇〇つ挙げてあります。収支計画は現状、生産量〇〇キログラム、ワインが〇〇本生産して収入が約〇〇円、〇〇年後はワインの生産量が増えていくので、収入〇〇円を計画しています。経費については、現状、〇〇円かかっている、赤字なので役員報酬も入れていないような状況です。〇〇年後は生産量を増やして経費約〇〇円で、収入〇〇円、1人当たりの所得の出し方は純利益、役員報酬を、〇〇で割ると概ね〇〇円の所得というような計画を掲げています。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、船田委員より説明をお願いします。

船田委員

今回申請が出されました〇〇、〇〇ですが、〇〇年より〇〇の〇〇でワイン用ブドウを〇〇ヘクタールの栽培を開始しています。〇〇年より収穫が始まりそれを委託醸造により自身のワインとして、〇〇年より販売を開始しています。生産化するにつれて収量も確保をできることから、自身のワイナリーを建設して自社での醸造を目指すという計画になっています。〇〇年後の面積当たりの収穫量、収穫量から見た醸造本数等、さらに収支計画、事業計画についても、かなり余裕のある計画を立てられています。そのようなことから、認定農業者としての認定については問題がないと思います。しかし、今後、ワインの量が増えるにつれてその販売先等の問題が出てくると思いますので、今までの経験等も踏まえながら販売先の確保を最大限に努力していただきたいと考えています。以上で認定については問題がないと考えています。

議長（会長）

船田委員より説明をいただきました。事務局の説明と合わせて、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。

伊藤委員

〇〇の賃借料はいくらですか。

船田委員                    ○○円です。

伊藤委員                    わかりました。

議長（会長）              他にご質問ありませんか。収支計画書にも載っていますが、東御市がワイン用ブドウ、ブドウを全体に推進している市ですので、この新規になられました方も経営をやってく中で、最終的には黒字でよかったとなるように私の立場からもお願いします。側面的には実際に推進している方、農協の方、総合的に支援等をいただく中で成功者になるようにご祈念申し上げたいと思います。そんなことを思っています。

それでは第6回農業経営改善計画認定審査会につきまして、以上をもって終了とさせていただきます。

本日の提案事項につきましては全案終了とさせていただきます。ありがとうございました。

事録署名人 \_\_\_\_\_  
(※直筆でお願いします)